

大学評価と大学図書館

蔵川 圭

大学改革支援・学位授与機構

令和6年度大学図書館職員長期研修
令和6年7月3日9:00-10:30、オンライン

科目の位置付け

- 「国・公・私立大学（短期大学を含む）は、7年以内ごとに、認証評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられておりますがその評価の実際と、大学図書館がどのように評価に寄与すればよいのかを考える科目と位置付けております。」

大学図書館から見る評価活動

- 自己点検・評価[山本(2001)] [山野井(1999)]
- 認証評価[土屋(2023),高池(2016)]
- 国立大学法人評価[三浦(2004)]
- 大学図書館評価（北米研究図書館協会ARL(Association of Research Libraries)によるLibQUAL+,DigiQUALなどのサービス品質アセスメント） [永田(2005), 三浦(2009)] [市古(2008)]
- JABEE(日本技術者教育認定機構)等の教育プログラム認証評価

大学の機能と大学評価

- 大学の基本的機能
 - 科学的「研究」活動に基づく知の創生
 - 知を伝達するための「教育」
 - 「高等教育機関」から社会・経済・文化への貢献
- 大学が基本的機能を発揮するための条件
 - 真理を追求するために必要な「学問の自由」
 - 「大学の自治」
- 社会的な要請
 - 教育研究の不断の改善と「大学評価」、「第三者評価システム」
 - 説明責任を果たすための「大学の情報公表」

大学評価の必要性[土屋(2023)]

- 大学は20世紀後半に至るまで「評価」の対象ではなかったが、評価が求められ、それが正当化されるようになった背景には以下の4つの脈絡がある。
 - a. 大学教育の質保証
 - b. 公的活動への資源配分とその正当化
 - c. 高等教育サービスを消費する「学生」とその費用負担者のための情報提供の必要性
 - d. (20世紀末から21世紀にかけて) 大学を改革すべきであり、「評価をよくすると良くなる」という神話、あるいは脅し
- (高等教育を取り巻く状況は世界的に共通しており、世界的に) 大学評価は以下の必要性の認識の結果求められている。
 1. 大学における学生の経験の質と大学教育が生み出す人材の質の保証
 2. 資源配分の客観的根拠の確立と検証
 3. (以上を含めて、) 一般的な社会的な説明責任の履行
 4. 各大学の経営の基礎となり、改善、発展の前提となる客観的認識と客観的評価
 5. 日本の高等教育の「国際的通用性」の確保

大学評価研究のアプローチ

- 日本の大学および大学評価の制度化を俯瞰する（時系列理解）
 - 現在の学校制度が形作られた1945年から高等教育に関する文部省（文部科学省）審議会答申、報告
 - 現在の、高等教育にかかる法律、政令、省令
- 日本の大学および大学評価をとりまく現行制度を概観する（構成理解）
 - 日本の大学の質保証システム
 - 大学設置基準
 - 設置認可制度
 - 認証評価制度
 - 情報公表
 - 国立大学法人評価
- 日本の大学および大学評価に対し、海外の状況と比較する（国際的理解）
 - 米国、英国
 - 欧州、豪州
 - 中国、韓国、台湾、東南アジア
- たとえば、大崎(1999), 川口(2005), 川口(2006), 川口(2009), 日本高等教育学会(2020), 喜多村(1988), 喜多村(1991), 大南ら(2003), 土屋(2023)

本講義のアプローチ

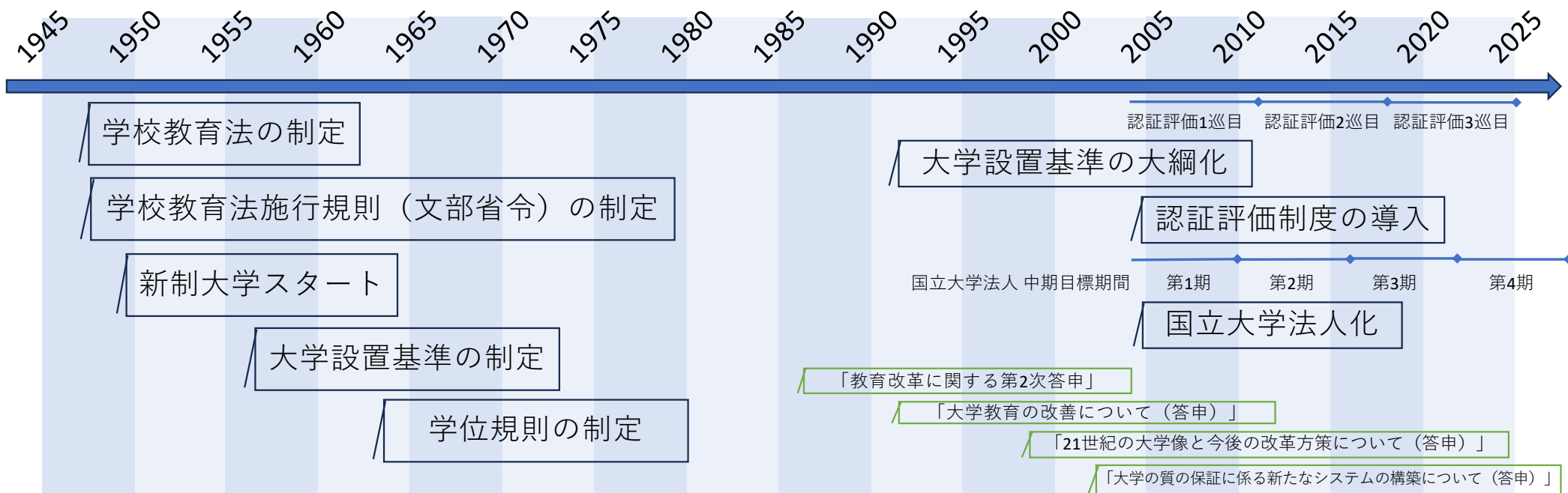
1. 日本における大学評価の制度化の流れを俯瞰する
2. 「認証評価制度」を取り上げ、とりわけ、大学改革支援・学位授与機構の行う認証評価を概観する
3. 上記認証評価における、大学図書館にかかわる事項を取り上げ、寄与の可能性を議論する

日本における制度化のプロセス

- (すべてが法令に基づいて)
- 大臣による審議会への諮問
 - 時の内閣総理大臣や文部（科学）大臣が諮問を行う
- 審議会による答申、報告
 - 審議会は、大学長などの大学、大学団体の代表、産業界代表、関係者代表、専門家により構成される
 - 中央教育審議会は委員30人以内だが、臨時委員、専門委員等も置かれる
 - 諮問に対応して答申、答申を補う審議にもとづく報告を行う
- 行政機関における答申や報告に基づく立法対応
 - 法律、政令、省令、告示等の立法や勧告が行われる

日本における大学評価の制度化の流れ

- 「大学評価の出発点は、1991年の大学設置基準の大綱化である。」 [川口(2006), p.21]



大学改革1945-1999 新制大学一元化から 「21世紀の大学像」へ[大崎(1999)]

- (pp.186-189)
- 我が国の現在の大学は、今なお、基本的に占領下の改革により形成された基盤に立ち、その枠組みの中で動いている
- 現在の大学の問題点は、多かれ少なかれ、占領下の改革に端を発していると言っている
 - 教育機能の弱さ
 - 質の保証の弱さ
 - 形式的平等志向の強さによる社会的機能の低下
- 日本の大学が21世紀に世界に誇れる大学となるためには、この負の遺産を克服し、プラスに転化しなければならない。それが大学改革の取り組むべき重要な課題である

戦後の高等教育改革（1）

- 連合軍最高司令官,米国太平洋陸軍/総司令部(GHQ/SCAP,AFPAC))による占領政策（1945.10.2 – 1952.4.28）
 - 日本、ポツダム宣言の受諾（第2次世界大戦における敗戦）
 - GHQ
 - General Staff Section (参謀部)
 - Special Staff Section (幕僚部)
 - . . .
 - Civil Information and Education Section (CIE) (民間情報教育局)
 - . . .
 - CIEの要請により米国教育施設団(the United States Education Mission to Japan)が来日、新たな教育政策に対する報告書を作成し、勧告
 - 教育における民主、平等の理念を実施することの必要性
 - 日本側、文部省において「**教育刷新委員会**」が発足し、文部大臣に新たな学校教育制度を答申
 - 教育使節団の勧告を踏まえてこれからの学校教育制度を審議
 - CIEの要請により、文部省が「**大学設立基準設定協議会（のちに大学基準協会）**」を設立
 - 大学設立の認可基準について、客観的で公平な基準設定について協議する
 - その後、CIEが同協議会を文部省から独立させ、自主的組織に変化させる
 - 自主的大学団体が自らの定める基準により大学資格の認定（ア Kredィテーション）を行うアメリカ型システムによって新制大学の内容を方向づける戦略を立てた
 - 大学設立基準に関する要項
 - 大学が備えるべき校地、校舎、図書、学生定員、教員組織、資産等について、定性的に記述したもので、教育環境・教育条件についての技術的基準であった

戦後の高等教育改革（2）

- 大学設置基準、アクレディテーションの基準の成立過程の中で、基準の内容は教育課程にまで及んでいく
 - 一般教育の義務付け（大学基準）
 - 単位制の導入
 - 課程制大学院（大学院基準）
- 新制国立大学
 - 国立大学設置11原則「新制国立大学実施要綱」
 - 一府県一大学の実現
 - 一般教育の実施
 - 女子教育振興のための国立女子大学
- 大学管理の問題
 - 大学の自由と自治
 - 権限を持つ教授会
 - 国立大学・公立大学の管理に対し、法制化には至らず
- 私立学校制度
 - 私学助成の実施における、私学固有の自主自律と公の支配のバランスの必要性
 - 教育基本法、学校教育法の想定する学校法人制度、私立学校法

戦後の高等教育改革（3）

- 学校教育法の制定
 - 昭和22(1947)年3月15日帝国議会に法案提出、衆議院貴族院可決、
 - 昭和22(1947)年4月1日施行
 - 六・三・三・四制、画一的単線型学校体系、新制大学一元化
 - 旧制専門学校等にとっては、大学昇格への好機となる
- 学校教育法施行規則（文部省令）の制定
 - 昭和22(1947)年5月23日制定
 - 「大学（大学院を含む。）の設備、編成、学部及び学科の種類並びに学資に関する事項は、別に定める大学設置基準による」
- 昭和24(1949)年新制大学スタート

大学設置基準の大綱化と自己点検評価、 大学情報の公開

- 昭和27(1952)年4月28日、サンフランシスコ講和条約の発効によって、日本が7年ぶりに独立
- 昭和31(1956)年、「大学設置基準」の制定
- 昭和38(1963)年、「学位規則」の制定
- (昭和40(1965)年代に大学紛争)
- 昭和59(1984)年の総理大臣の諮問機関として「臨時教育審議会」が設置
- 「教育改革に関する第2次答申」(昭和61(1986)年4月23日臨時教育審議会(臨教審)答申)
 - 高等教育の改革提言の主要点4点
 - 大学教育の充実と個性化
 - 大学設置基準、短期大学設置基準等の大綱化、簡素化
 - 大学院の飛躍的充実と改革
 - 大学の評価と大学情報の公開
 - ユニバーシティー・カウンシル(大学審議会、仮称)の創設
- 昭和62(1987)年、「大学審議会」が設置、その後の大学改革を主導する
- 平成3(1991)年、「大学教育の改善について」(平成3(1991)年2月8日大学審議会答申)
 - 大学設置基準の大綱化と並ぶ主要事項として大学の自己評価について提言し、自己評価に関する努力規定を大学設置基準で定めることを求めた
- 平成3(1991)年、大学設置規準の大綱化
 - 一般教育等の授業科目区分が撤廃

「大学設置基準の大綱化」の提言

- 「教育改革に関する第2次答申」（昭和61(1986)年4月23日臨時教育審議会（臨教審）答申）（抜粋）

第四章 高等教育の改革と学術研究の振興

第一節 高等教育の個性化・高度化

(1) 大学教育の充実と個性化

大学教育を充実し、個々の大学がそれぞれ特色ある教育を実現する必要がある。

ア 学部教育については、一般教育と専門教育の内容や在り方を検討するとともに、教育研究組織の構成についてこれまでの枠組みにとらわれない個性的な設計を可能にし、教育方法の多様化を促進するなどの改革を進める。

イ 現行の単位の在り方を再検討し、単位制の長所を生かし得るよう学期や学年の取り扱いを弾力化し、編入学、転学・転学部の可能性を拡大する。

ウ 大学入学資格については、自由化・弾力化の方向に沿って検討を進める。

エ 以上の諸改革を実現するため、大学設置基準、短期大学設置基準等を根本的に見直し、その大綱化、簡素化を図るとともに、関係法令の見直しを行う。

「大学の評価と大学情報の公開」の提言

- 「教育改革に関する第2次答申」（昭和61(1986)年4月23日臨時教育審議会（臨教審）答申）（抜粋）

第四章 高等教育の改革と学術研究の振興

第一節 高等教育の個性化・高度化

(4) 大学の評価と大学情報の公開

大学がその社会的使命や責任を自覚し、大学の根本理念に照らして絶えず自己の教育、研究および社会的寄与について検証し、評価を明らかにするとともに、教育、研究等の状況についてその情報を広く国の内外に公開することを要請する。

- ① 大学には絶えず自己の教育、研究および社会的寄与について自ら検証し、評価することが要請され、そのための方法やシステムについて検討を深めることが望まれる。また、個別大学の自己評価にとどまらず、大学団体がそのメンバー大学を相互に評価し、アクレディテーションを実施し、大学団体としての自治を活性化することも重要である。
- ② 大学は今や大きな社会的存在であり、公共的投資に支えられている組織体であるので、大学の状況を社会的に明らかにする責任がある。また、大学を志望する受験生や社会人に対して、教育内容等の情報を提供し、国の内外からの照会に適切に応ずる機能や仕組みを充実する。

「大学設置基準の大綱化と自己点検・評価の導入」の提言

- 「大学教育の改善について」（平成3(1991)年2月大学審議会答申）（抜粋）

I 大学教育改善の基本的考え方

3 大学教育改善の方策

大学教育の改善は、基本的には、それぞれの大学の自主的な努力によって実現されるものであり、大学が自己革新のエネルギーをいかに発揮し、自己をいかに活性化し得るかが重要な課題となっている。

このためには、各大学が自由で多様な発展を遂げ得るよう大学設置基準を大綱化するとともに、自らの責任において教育研究の不断の改善を図ることを促すための自己点検・評価のシステムを導入する必要がある。また、財政上の措置に格段の努力を払う必要がある。

(1) 大学設置基準の大綱化

・・・

(2) 大学評価のシステム

・・・

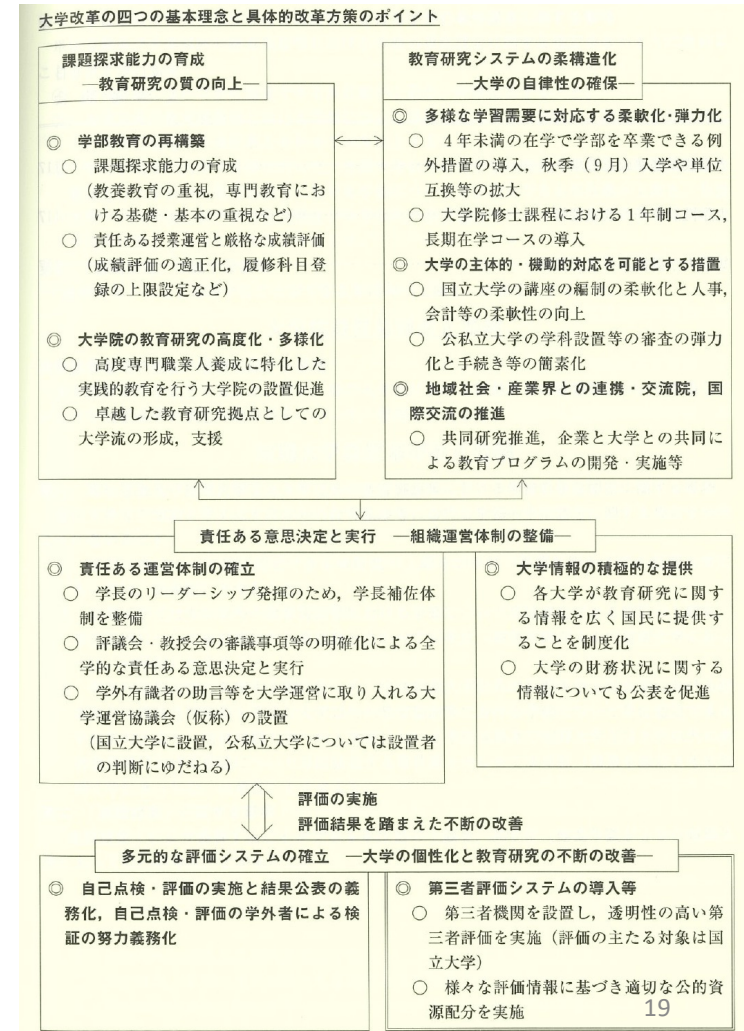
(3) 財政措置

第三者評価システムの導入

- 「21世紀の大学像と今後の改革方策について-競争的環境の中で個性が輝く大学-」（平成10(1998)年10月26日大学審議会答申）
 - 多元的な評価システムの確立-大学の個性化と教育研究の不断の改善-
 - 提言の内容
 - 「第三者評価システムの導入」が重視される
 - 自己点検・評価の実施と結果の公表の義務化
 - 学外者による検証の努力義務化
 - 文部省は、この提言を受けて大学評価機関の創設準備を進め、平成12(2000)年度に非大学機関の学習者のための学位授与機構を改組し、大学評価を合わせて行う新機関「大学評価・学位授与機構」を創設する方針を決定した

「競争的環境の中で個性が輝く大学」のための改革方策提言

- 「21世紀の大学像と今後の改革方策について-競争的環境の中で個性が輝く大学-」（平成10(1998)年10月26日大学審議会答申）
 - 課題探求能力の育成-教育研究の質の向上-
 - 教育研究システムの柔構造化-大学の自立性の確保-
 - 責任ある意思決定と行動-組織運営体制の整備-
 - 多元的な評価システムの確立-大学の個性化と教育研究の不断の改善-



「第三者評価システムの導入」の提言

- 「21世紀の大学像と今後の改革方策について-競争的環境の中で個性が輝く大学-」（平成10(1998)年10月26日大学審議会答申）（抜粋）

第2章 大学の個性化を目指す改革方策

4 多元的な評価システムの確立ー大学の個性化と教育研究の不断の改善ー

21世紀において、我が国の大学が教育研究の水準向上を進め、世界のトップレベルの大学と伍して発展していくためには、社会の理解と支援の下、それぞれの大学が、教育研究の個性を伸ばし質を高めるための環境を整備することが重要である。

このため、自己点検・評価の充実を図るとともに、第三者評価システムの導入などを通じて多元的な評価を行い、大学の個性を伸ばし、教育研究の内容・方法の改善につなげるシステムを確立する必要がある。

(1) 自己点検・評価の充実

自己点検・評価の一層の充実を図るため、自己点検・評価の実施及びその結果の公表を大学の義務とし、学外者による検証を大学の努力義務として位置付けることが必要である。

(2) 第三者評価システムの導入

大学における教育研究活動について第三者としての客観的な立場から評価を行う組織としては、大学団体、学協会、大学基準協会等が考えられ、それぞれの機関がその特質に応じた多面的な評価を行うことや、各大学が多様な個性を存分に発揮できるような評価が行われることが期待される。

しかし、大学が社会的存在としてその活動状況等を社会に対して一層明らかにしていくためには、透明性の高い第三者評価を行うとともに、大学評価情報の収集提供、評価の有効性等の調査研究を推進するための第三者機関を設置する必要がある。第三者機関は、大学共同利用機関と同様の位置付けとし、大学関係者の参画を得て運営を行い、その専門的な判断に基づき自律的に評価を実施することが適当である。

第三者機関による評価は、その結果が各大学にフィードバックされることにより、教育研究活動の個性化や質的充実に向けた各大学の主体的な取組を支援・促進することなどを目的とする。

第三者機関による評価については、その主たる対象を国立大学とし、公私立大学については、設置者である地方公共団体や学校法人の希望により評価を受けることができるとするのが適当である。

第三者機関による評価の内容、方法等については、大学の行う諸活動について、各大学の（事柄に応じ学部・学科単位での）個性や特色が十二分に発揮できるよう、複数の評価手法に基づき多面的な評価を行うこと、評価の結果については、国民に対して分かりやすい形で公表されること、被評価者に対して評価の結果及び理由が示され、それに対して意見を提出する機会が設けられることが適当である。

(3) 資源の効果的配分と評価

各資源配分機関は、大学の教育研究の個性を伸ばし、質を高める適切な競争を促進し、効果的な資源配分を行うため、きめ細かな評価情報に基づき、より客観的で透明な方法によって適切な資源配分を行う必要がある。

第三者評価制度（認証評価制度）の導入

- 平成14(2002)年1月6日、大学審議会は中央省庁等改革に伴い中央教育審議会大学分科会に再編
- 「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成14(2002)年8月中央教育審議会答申）
 - 大学の質の保証に係る新たなシステム
 - 設置認可制度の弾力化
 - 第三者評価制度（認証評価制度）の導入
 - 法令違反状態の大学に対する是正措置の導入

「第三者評価制度の導入」の提言

- 「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成14(2002)年8月中央教育審議会答申）（抜粋）

第3章 第三者評価制度の導入

2 新たな第三者評価制度の導入

(2) このため、大学の教育研究活動等の状況について、様々な第三者評価機関のうち国の認証を受けた機関（認証評価機関）が、自ら定める評価の基準に基づき大学を定期的に評価し、その基準を満たすものかどうかについて社会に向けて明らかにすることにより、社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることを促す制度を導入する。その際、大学の理念や特色は多様であるため、各々の評価機関が個性輝く大学づくりを推進する評価の在り方に配慮するとともに、様々な第三者評価機関がそれぞれの特質を生かして評価を実施することにより、大学がその活動に応じて多元的に評価を受けられるようにすることが重要である。

6 大学評価・学位授与機構の評価の対象

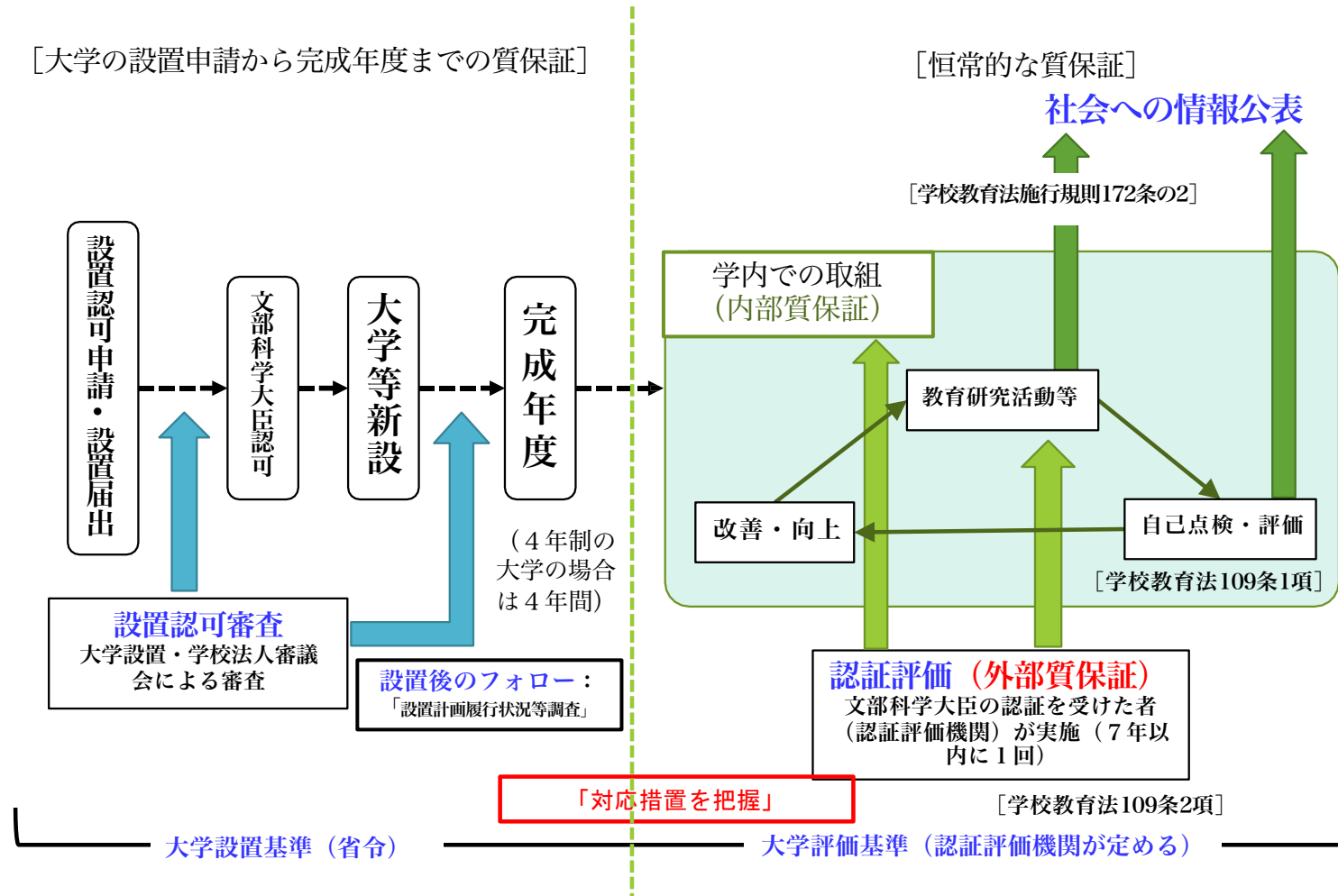
大学評価・学位授与機構は、当分の間、私立大学に係る評価を行わないものとしてされているが、同機構がこれまで蓄積してきた評価に係る能力、機能等を私立大学においても活用できるよう、同機構による評価を受けることを希望する私立大学についてはこれを可能にすることが適当である。

深化していく高等教育政策

- 「我が国の高等教育の将来像」（平成17(2005)年1月28日中央教育審議会答申）
- 「学士課程教育の構築に向けて」（平成20年12月24日中央教育審議会答申）
- 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」（平成24(2012)年8月中央教育審議会答申）
- 「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」（平成28(2016)年中央教育審議会大学分科会報告）
 - 認証評価制度の改善の方向性が示された
 - 全学的な改革サイクルを確立するとともに大学教育の質的転換を推進するための評価の在り方
 - 安定的な評価制度の構築に向けた評価基盤の充実
 - 他の質保証制度との連携等
- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30(2018)年11月26日中央教育審議会答申）
- 「教学マネジメント指針」（令和2(2020)年1月22日中央教育審議会大学分科会報告）
- 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」（審議まとめ）（令和4(2022)年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会報告）
- 「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について」（審議まとめ）（令和5(2023)年2月24日中央教育審議会大学分科会報告）

下線は、高等教育行政全般にわたる答申を示している

日本の高等教育質保証システム



学校教育法と学校教育法施行令に定められる認証評価制度（抜粋）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（令和五年四月一日施行）（令和四年法律第七十六号による改正）

第九章 大学

第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- ② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- ③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- ④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）（令和五年四月一日施行）（令和四年政令第四百三号による改正）

第五章 認証評価 （認証評価の期間）

第四十条 法第九十九条第二項（法第二百二十三条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第九十九条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026_20230401_504AC0000000076

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=328C00000000340>

学校教育法に定められる認証評価機関となるための基準（抜粋）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（令和五年四月一日施行）（令和四年法律第七十六号による改正）

第九章 大学

第一百条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

- ② 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。
- 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
 - 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
 - 三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
 - 四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。
 - 五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。
 - 六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ③ 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026_20230401_504AC0000000076

大学評価基準の要件を定める「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）」（抜粋）

（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）

- 第一条** 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（専門職大学及び短期大学並びに大学院を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）に、専門職大学（大学院を除く。）に係るものにあつては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）に、大学院に係るものにあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学（専門職短期大学を除く。）に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、専門職短期大学に係るものにあつては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）に、それぞれ適合していること。
 - 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。
 - 一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。
 - イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
 - ロ 教育研究実施組織等に関すること。
 - ハ 教育課程に関すること。
 - ニ 施設及び設備に関すること。
 - ホ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
 - ヘ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
 - ト 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
 - チ 財務に関すること。
 - リ イからチまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。
 - 二 前号トに掲げる事項については、重点的に認証評価を行うこととしていること。

認証評価機関（機関別認証評価）

- 公益財団法人大学基準協会（平成16(2004)年8月31日から）
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（平成17(2005)年1月14日から）
- 一般財団法人大学・短期大学基準協会（平成17(2005)年1月14日から）
- 公益財団法人日本高等教育評価機構（平成17(2005)年7月12日から）
- 一般財団法人大学教育質保証・評価センター（令和元(2019)年8月21日から）

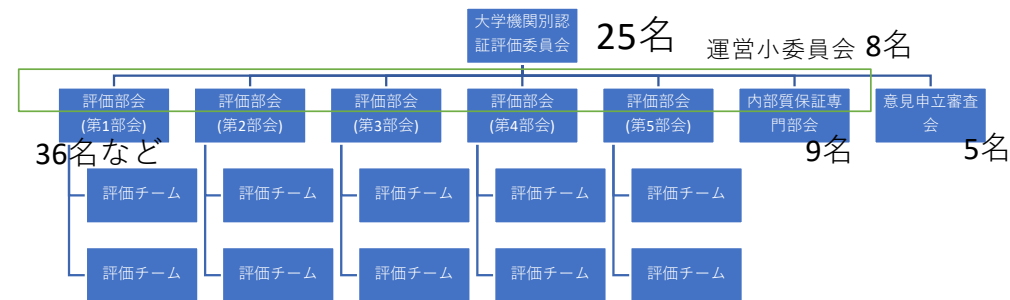
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00002-01.htm

大学改革支援・学位授与機構の実施する 認証評価の種類

- 大学機関別認証評価
- 高等専門学校機関別認証評価
- 法科大学院認証評価

大学機関別認証評価の評価者

- 大学機関別認証評価委員会
 - 国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者から構成される
- 評価部会
 - 評価委員会の下に設置され、具体的な評価を行う。対象大学の学部等の状況に応じ、必要に応じて分野の専門家等を配置する
- 評価チーム
 - 評価部会の中に、対象大学ごとに主査と数人の専門委員からなる評価チームを編制する
- 運営小委員会
 - 各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う。評価部長と機構教員で構成する



主査1名,委員4名

主査1名,委員12名

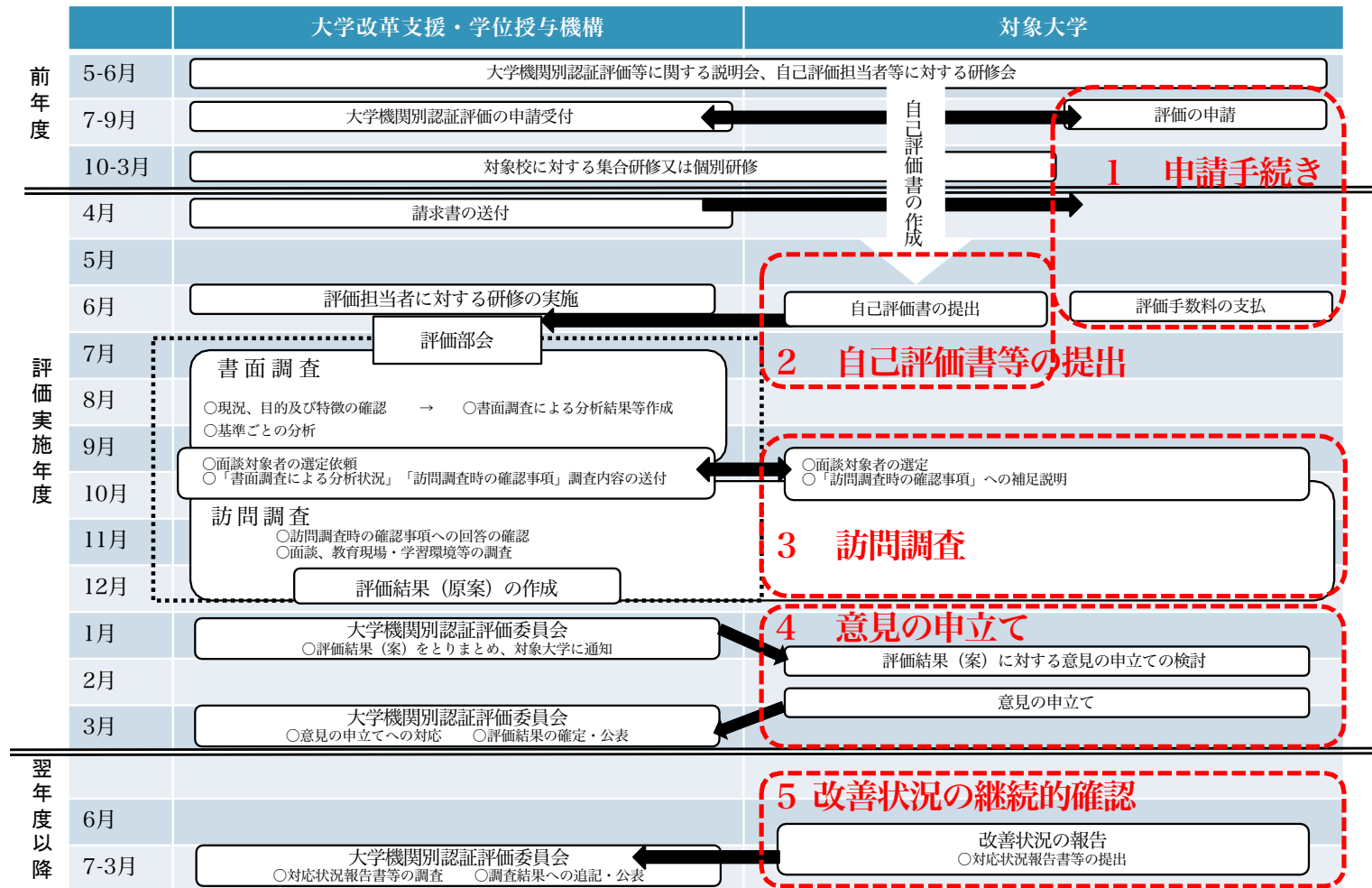
主査1名,委員3名 など

7年の間に繁忙期と閑散期があり、
評価部会以下の構成は、年度ごとに変化がある

大学機関別認証評価の方法

- 評価は、評価は、書面調査及び訪問調査により実施する。
- 書面調査
 - 各大学が作成する自己評価書（根拠資料・データを含む）の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施する。
- 訪問調査
 - 教職員（責任者、一般）との面談、学生との面談、施設見学、授業見学、資料閲覧などを実施する。また、訪問調査に先駆けて、卒業（修了）生、高等学校関係者、企業関係者、自治体関係者等からの意見聴取を実施する。

大学機関別認証評価のスケジュール



大学評価基準

- 大学改革支援・学位授与機構の実施する大学機関別認証評価においては、大学評価基準は、教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、6領域に分類される27の基準から構成されている

領域番号	領域タイトル	領域下の基準の数
領域1	教育研究上の基本組織に関する基準	(3基準)
領域2	内部質保証に関する基準	(5基準)
領域3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	(6基準)
領域4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	(2基準)
領域5	学生の受入に関する基準	(3基準)
領域6	教育課程と学習成果に関する基準	(8基準)

領域 1	教育研究上の基本組織に関する基準
基準 1 - 1	教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること
基準 1 - 2	教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること
基準 1 - 3	教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること
領域 2	内部質保証に関する基準
基準 2 - 1	【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること
基準 2 - 2	【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること
基準 2 - 3	【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること
基準 2 - 4	教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること
基準 2 - 5	組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること
領域 3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準
基準 3 - 1	財務運営が大学等の目的に照らして適切であること
基準 3 - 2	管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること
基準 3 - 3	管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること
基準 3 - 4	教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること
基準 3 - 5	財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること
基準 3 - 6	大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

領域 4		施設及び設備並びに学生支援に関する基準
	基準 4 - 1	教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること（教育のための附属施設、情報資源活用環境、授業外学習環境等）
	基準 4 - 2	学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること（学生支援の状況のうち、「学習支援」を除くもの）
領域 5		学生の受入に関する基準
	基準 5 - 1	学生受入方針が明確に定められていること
	基準 5 - 2	学生の受入が適切に実施されていること
	基準 5 - 3	実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること
領域 6		教育課程と学習成果に関する基準
	基準 6 - 1	学位授与方針が具体的かつ明確であること
	基準 6 - 2	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること
	基準 6 - 3	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること
	基準 6 - 4	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること
	基準 6 - 5	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること
	基準 6 - 6	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること
	基準 6 - 7	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること
	基準 6 - 8	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

大学評価基準にかかる法令

- 教育基本法
- 学校教育法
- 学校教育法施行令
- 学校教育法施行規則
- 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令
- 大学設置基準
- 大学院設置基準
- 専門職大学設置基準
- 専門職大学院設置基準
- 大学通信教育設置基準
- 学位規則
- 教育公務員特例法
- 国立大学法人法
- 国立大学法人法施行規則
- 地方独立行政法人法
- 地方独立行政法人法施行令
- 地方独立行政法人法施行規則
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法
- 地方自治法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
- 教育職員免許法
- 教育職員免許法施行規則
- 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律
- 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 学校保健安全法
- 学校保健安全法施行規則
- 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成11年文部告第175号）
- 大学設置基準第60条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件（抄）（平成15年3月31日 文部科学省告示第44号）
- 大学院 = 告示第50号（平成15年3月31日）
- 平成15年文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）
- 平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件）
- 平成16年文部科学省告示第175号（大学設置基準別表第一イ備考第9号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件）
- 「大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件」（平成15年文部科学省告示第43号）

大学評価基準に示される図書館関係（1）

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目4-1-5

大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること

⇒ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）への回答内容を資料とする。

分析に必要な項目は、以下の項目となります。調査票もしくは当該項目を抜粋したものを根拠資料としてください。

《大学図書館編》

1. 図書館・室の職員

1 職務内容別、1-2 資格別

2. 施設・設備

1 面積・閲覧座席数

3. 蔵書数

4. 図書・雑誌受入数

1 図書受入数、4-2 雑誌受入数

5. サービス状況

1 開館状況、5-2 時間外開館状況

大学評価基準に示される図書館関係（2）

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目4-1-6

自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること

- 自主的学習環境の整備状況（部屋数、机、パソコン等の台数等）については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。

※自主的学習環境の整備など、特色ある学習環境の構築により成果が得られている場合は、その内容について確認する。

※大学院生が在籍する研究室等の居室スペースも自主的学習環境に含まれる。

- 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）

名称	キャンパス・棟	席数	主な設備	利用時間
自習室	〇〇キャンパス 総合研究棟	100席		平日：9時から21時、土日祝日：9時から19時
情報機器室	〇〇キャンパス 教養教育棟	25席	パソコン25台	平日：9時から20時、土日祝日：9時から18時
グループ討議室	◇◇キャンパス 図書館	30席		平日：9時から20時、土日祝日：9時から18時
.....				

大学評価基準に示される図書館関係（3）

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目4-1-8（より望ましい取組として分析）

教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること

- ・ 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を、社会からの期待に対応して行う活動に利用していることを確認する。
- ・ 社会からの期待に対応して、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が効果的に利用されていることを確認する。

※この組織的取組について、対応する分析項目において活動の成果をアピールする記述を求める。この分析項目は、項目の内容を十分に実現し優れて機能している場合に限り、分析する。地域貢献活動：分析項目2-1-4、4-1-8

- 社会からの期待に対応して行う活動一覧（別紙様式4-1-8）

名称	キャンパス・棟	主な利用される施設・設備等	想定される受益者	実績
3Dプリンター公開講座	小平キャンパス 総合研究棟	3Dプリンター	一般、地元産業	公開講座参加者40社、そのうち民間等 共同研究契約5社
大学図書館の一般開放	小平キャンパス 図書館	図書館第1・2展示室	一般	令和3年度利用者のべ183名
技術相談	小平キャンパス 技術教育棟	実験室、試作工場	地元議業	令和3年度相談数48件、そのうち受託研 究契約3社

訪問調査時の図書館関係

- 令和5年6月大学改革支援・学位授与機構大学機関別評価担当者研修会「大学機関別認証評価の申請手続き等について」から、抜粋
- 教育現場の視察及び学習環境の状況調査
 - 教育現場の視察
 - 「授業や実験・実習、演習等の取組が、教育現場では実際にどのように実施されているかなど、書面調査では知り得ない、あるいは確認できなかった事項を中心に調査する。その際、授業に差し支えがないと思われる範囲で、教職員や学生等に意見や感想を求めたり、質問することもあります。」
 - 学習環境の状況調査
 - 「学習環境（例えば、図書館、教育研究施設、自主的学習のための関係の施設・設備及び学生支援施設等が想定されます。）の状況や安全・防犯面及びバリアフリー化を含め施設・設備の整備状況について、利便性や機能性等、実態を調査します。その際、各施設において、教職員や利用している学生に対して利用状況や利便性、満足度等について質問や意見を求めることがあります。また、必要に応じ情報システムなどの利用に関するデモンストレーションをお願いする場合があります。」

自己評価書

- 大学が自己評価書として決められたExcelフォーマットに記載する
 - 大学の現況、目的及び特徴
 - 基準ごとの自己評価
 - 領域1から6
 - 領域1から5は、大学全体として自己評価
 - 領域6は、教育研究上の基本組織単位（学部・研究科単位）で自己評価
- 分析項目ごとに、以下を記載する
 - 分析項目に係る根拠資料・データ欄、備考、再掲の有無
 - 特記事項
 - 基準にかかる判断
 - 優れた成果が確認できる取り組み
 - 改善を要する事項
- 根拠資料・データには、ExcelやWordの別紙様式記入PDF、学内資料PDFの提出とそのリンクを埋め込み記載

II 基準ごとの自己評価

※「教育研究上の基本組織」の根拠資料

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目1-1-1】 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書） 1-1-1-01 大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類（医理工学院） 1-1-1-02 大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類（国際感染症学院） 1-1-1-03 大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類（国際食資源学院）		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料 1-1-1-04 国立大学法人北海道大学と国立大学法人帯広畜産大学との獣医学に関する共同教育課程の編成及び実施に関する協定書 1-1-1-05 北海道大学獣医学部・帯広畜産大学畜産学部共同獣医学課程協議会規程 1-1-1-06 共同獣医学課程協議会の開催状況が分かる資料（令和2年度） 1-1-1-07 国立大学法人北海道大学と国立大学法人九州大学との資源工学に関する共同教育課程の編成及び実施に関する協定書 1-1-1-08 北海道大学大学院工学院・九州大学大学院工学府共同資源工学専攻協議会規程 1-1-1-09 共同資源工学専攻協議会の開催状況が分かる資料（令和2年度）		
	【特記事項】		
	① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
	② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。		
	【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす		
	【優れた成果が確認できる取組】		
	【改善を要する事項】		

自己評価書の例（1） R3 東北大学

- 自己評価書
 - 133ページ
 - 25教育課程
- 共通基礎データ様式
 - （様式1）7ページ
 - （様式2）21ページ
- 別紙様式
 - 108件
- 根拠資料・データ
 - 919件



大学図書館に関する記述 (自己評価書の例 (1) R3 東北大学)

<p>[分析項目 2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式 2-5-5） 2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧 ・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料 2-5-5-01 東北大学事務組織規程 2-5-5-02 東北大学事務組織図 ・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料 2-5-5-03 全学技術職員配置数一覧 2-5-5-04 全学図書系職員配置数一覧 		
<p>[分析項目 4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境を整備し、それが有効に活用されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01 令和2年度学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 		
<p>[分析項目 4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 令和2年度学術情報基盤実態調査（本館） 4-1-5-02 令和2年度学術情報基盤実態調査（医学分館） 4-1-5-03 令和2年度学術情報基盤実態調査（北青葉山分館） 4-1-5-04 令和2年度学術情報基盤実態調査（工学分館） 4-1-5-05 令和2年度学術情報基盤実態調査（農学分館） 		
<p>[分析項目 4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式 4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧 		

自己評価書の例（2） R3 北海道大学

- 自己評価書
 - 205ページ
 - 34教育課程
- 共通基礎データ様式
 - 63ページ
- 別紙様式
 - 109件
- 根拠資料・データ
 - 1050件



大学図書館に関する記述 (自己評価書の例 (2) R3 北海道大学)

<p>【分析項目 2-5-5】 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式 2-5-5） 2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</p> <p>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料 1-3-3-01 北海道大学概要「運営組織図」「事務組織図」 2-5-5-01 国立大学法人北海道大学事務組織規程</p> <p>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料 2-5-5-02 国立大学法人北海道大学技術支援本部規程 2-5-5-03 北海道大学附属図書館規程</p> <p>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料 2-5-5-04 国立大学法人北海道大学ティーチング・アシスタント実施要項 2-5-5-05 国立大学法人北海道大学ティーチング・フェロー実施要項</p>		
<p>【分析項目 4-1-5】 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること</p>	<p>・学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 令和2年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編）</p>		
<p>【分析項目 4-1-6】 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること</p>	<p>・自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式 4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧</p>		
<p>【活動取組 6-5-B】 学生が主体的な学習を行うための施設・設備として、さまざまな資料と学習空間を備えた学部図書館、コンピュータやプリンタを配備した情報処理室を用意している。</p>	<p>6-5-B-01 (07) 情報処理室・図書館</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>【活動取組 6-5-A】卒業論文報奨制度、ゼミナール教員の指導 【活動取組 6-5-B】学生の主体的な学習に資する施設・設備</p>			48

自己評価書の例（3） R3 名古屋大学

- 自己評価書
 - 517ページ
 - 22教育課程
- 共通基礎データ様式
 - （様式1）6ページ
 - （様式2）20ページ
- 別紙様式
 - 213件
- 根拠資料・データ
 - 1165件

大学機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月

名古屋大学

大学図書館に関する記述 (自己評価書の例 (3) R3 名古屋大学)

<p>[分析項目 2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式 2-5-5）</p> <p>2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</p> <p>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料</p> <p>2-5-5-01 東海国立大学機構事務組織規程</p> <p>2-5-5-02 東海国立大学機構名古屋大学事務組織規程</p> <p>2-5-5-03 事務組織の組織図</p> <p>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料</p> <p>2-5-5-04 名古屋大学全学技術センター規程</p> <p>2-5-5-05 名古屋大学附属図書館規程</p> <p>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料</p> <p>2-5-5-06 名古屋大学ティーチング・アシスタント実施要領</p>		
<p>[分析項目 2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-6）</p> <p>2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</p> <p>・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料</p> <p>2-5-6-01 附属図書館TA向け講習</p> <p>2-5-6-02 2020全学教育科目担当TAハンドブック（日・英）</p>		

<p>[分析項目 3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目 2-5-5 教育支援者を含む。））（別紙様式 3-3-1） 3-3-1 事務組織一覧 ・根拠となる規定類 3-3-1-01 東海国立大学機構事務組織規程 3-3-1-02 東海国立大学機構名古屋大学事務組織規程 3-3-1-03 名古屋大学附属図書館規程 ・事務組織の組織図 3-3-1-04 事務組織の組織図 		
<p>[分析項目 4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境を整備し、それが有効に活用されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01 令和 2 年度学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）調査票 		
<p>[分析項目 4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）抜粋 		
<p>[分析項目 4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式 4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧 		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-5-A】工学部・工学研究科では専攻独自の図書室を設置し、専門分野の教育・研究活動の展開を支援している。また、遠隔講義への参加を支援するために学生へのポケットWiFi貸与を実施した。無線LANアクセスポイントを強化した。	6-5-A-01 (09)専攻図書室		
	6-5-A-02 (09)ポケットwifi貸与		
	6-5-A-03 (09)2020年度アクセスポイント新設箇所一覧		
【活動取組6-5-B】創造工学センターを設置し、モノづくり等、創造的活動を支援している。	6-5-B-01 (09)創造工学センターものづくり公開講座ポスター及び実施報告書		
	6-5-B-02 (09)創造工学センター高大連携ものづくり公開講座ポスター及び実施報告書		
【活動取組6-5-C】大学院生対象のイノベーション体験プロジェクトを学部4年生も受講可能としている。企業の方にDP（ダイレクティングプロフェッサー）としてメンタリングを実施していただき、学部学生も参加している。	6-5-3-05 (09)2021年度イノベーション体験プロジェクト受講生募集要項		再掲
【活動取組6-5-D】留学生を対象にしてチューターを配置し、渡日から日が浅い留学生の学習を支援している。工学研究科では国際交流室を設置して、日本人学生への英文ライティング指導、留学支援など国際交流に関する支援を実施している。	6-5-4-08 (09)チューター制度 名古屋大学 工学研究科 国際交流室		再掲
	6-5-D-01 (09)工学国際交流室の紹介		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
<ul style="list-style-type: none"> ・活動取組6-5-Aについて、工学部・工学研究科では専攻独自の図書室を設置し、専門分野の教育・研究活動の展開を支援している。また、遠隔講義への参加を支援するために学生へのポケットWiFi貸与を実施した。無線LANアクセスポイントを強化した。 ・活動取組6-5-Bについて、創造工学センターを設置し、モノづくり等、創造的活動を支援している。 ・活動取組6-5-Cについて、大学院生対象のイノベーション体験プロジェクトを学部4年生も受講可能としている。企業の方にDP（ダイレクティングプロフェッサー）としてメンタリングを実施していただき、学部学生も参加している。 ・活動取組6-5-Dについて、留学生を対象にしてチューターを配置し、渡日から日が浅い留学生の学習を支援している。工学研究科では国際交流室を設置して、日本人学生への英文ライティング指導、留学支援など国際交流に関する支援を実施している。 			
【改善を要する事項】			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-5-A】工学部・工学研究科では専攻独自の図書室を設置し、専門分野の教育・研究活動の展開を支援している。また、遠隔講義への参加を支援するために学生へのポケットWiFi貸与を実施した。無線LANアクセスポイントを強化した。	6-5-A-01 (20)専攻図書室		
	6-5-A-02 (20)ポケットwifi貸与		
	6-5-A-03 (20)2020年度アクセスポイント新設箇所一覧		
【活動取組6-5-B】創造工学センターを設置し、モノづくり等、創造的活動を支援している。	6-5-B-01 (20)創造工学センターものづくり公開講座ポスター及び実施報告書		
	6-5-B-02 (20)創造工学センター高大連携ものづくり公開講座ポスター及び実施報告書		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
<ul style="list-style-type: none"> ・活動取組6-5-Aについて、工学部・工学研究科では専攻独自の図書室を設置し、専門分野の教育・研究活動の展開を支援している。また、遠隔講義への参加を支援するために学生へのポケットWiFi貸与を実施した。無線LANアクセスポイントを強化した。 ・活動取組6-5-Bについて、創造工学センターを設置し、モノづくり等、創造的活動を支援している。 			
【改善を要する事項】			

評価結果と評価報告書

- 大学機関別認証評価委員会のもと、自己評価書による書面調査と訪問調査をもとに、評価結果が作成され、評価報告書としてまとめられる
- 評価報告書には、大学として総合的に判断される認証評価結果と基準ごとの評価が示される
 - 認証評価結果
 - 結果
 - 判断の理由
 - 改善を要する点
 - 優れた点
 - 基準ごとの評価
 - 評価結果
 - 改善を要する点
 - 評価結果の根拠・理由
- 意見の申立があれば、その対応が追記される
 - 評価結果（案）に対しての意見の申し立ての内容とその対応
- 事例
 - R3東北大学：34ページ
 - R3北海道大学：37ページ
 - R3名古屋大学：32ページ

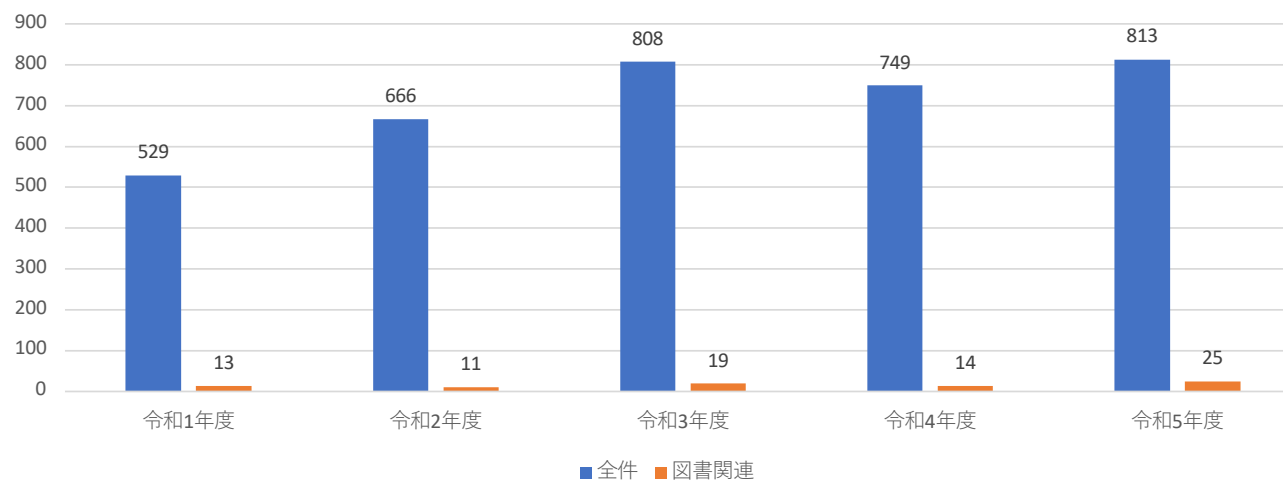
目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	・ ・ ・	i
I 認証評価結果	・ ・ ・ ・ ・	1
II 基準ごとの評価	・ ・ ・ ・ ・	3
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準（1-1～1-3）	・ ・ ・ ・ ・	3
領域2 内部質保証に関する基準（2-1～2-5）	・ ・ ・ ・ ・	7
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準（3-1～3-6）	・ ・ ・ ・	12
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準（4-1～4-2）	・ ・ ・ ・ ・	15
領域5 学生の受入に関する基準（5-1～5-3）	・ ・ ・ ・ ・	17
領域6 教育課程と学習成果に関する基準（6-1～6-8）	・ ・ ・ ・ ・	20
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧		
付録2 根拠資料一覧		
付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について		
自己評価書		

認証評価結果に記載される大学の優れた取り組みと大学図書館

- 認証評価機関連絡協議会は、認証評価機関が連携して、機関別認証評価と分野別認証評価の認証評価結果（概況）及び認証評価結果における大学等の優れた取組について取りまとめ、公表している
（<https://jnceaa.jp/gaikyo/>）
- 対象大学の名称、評価機関、テーマ、優れた取組（100文字程度）のリスト

認証評価結果における優れた取組全件に対する図書関連件数



“図書”の文字列の入った優れた取組の報告を抜粋して図書関連とした

令和3年度実施の認証評価結果における大学等の優れた取組について（“図書”の文字列の入った取組を抜粋）

名称	評価機関	テーマ	優れた取組
1 敬和学園大学	大学基準協会	教育研究等環境	学内サークル活動、大学図書館や市立図書館・市民との連携のもとに開催している「ビブリオバトル（本の書評合戦）」では、学生が本の紹介を担当することで読書啓発につながっているのみならず、当日の運営を市立図書館のボランティアと共同で実施することで、コミュニケーション能力の向上等の教育上の成果も見られる。また、「第6回全国高校ビブリオバトル」新潟県大会の開催において学生が主導的な役割を果たすとともに、全国大会へ新潟県の高校生を出場させており、活動の発展も見られ、評価できる。
2 国際教養大学	大学基準協会	教育研究等環境	学生寮や24時間利用可能な図書館、学生に自主的な学びを促す能動的学修・評価センター（ALAC）や外国語の自律学習を支援する言語異文化学修センター（LDIC）などの学習施設により、学生の学びと交流の場をシームレスに提供する多文化キャンパスを構築している。また、学生が自ら関心のあるテーマに沿って寮生活を送るテーマ別ハウス群を整備し、日本人学生と留学生が日本や秋田県の文化、諸外国の言語・文化への理解を深める機会を提供し、グローバル交流の実践及びローカルな価値の発見、地域貢献を果たす多文化な環境により、日常生活を通じて調和の重要性を理解し、その能力を涵養していることは評価できる。
3 桃山学院大学	大学基準協会	学生支援	正課内・正課外の広範囲にわたり、学生による学生支援活動を整備している。一部の学部・学科の授業においては、上級生が自らの経験をもとに1年次生に対して各種の学習サポートを行う体制を制度化している。このほか、「学習支援センター」において学習面のサポーター、学内のICTシステムや各種ツールの操作支援や問合せ対応等を行う学生スタッフ、図書館の利用補助や利用促進につながる企画や情報発信を行う学生スタッフ、大学指定の宿舎に居住しながら交換留学生の生活全般を支援する「国際センター」の「RA（レジデント・アシスタント）」を配置している。これらの学生による学生支援活動は、支援を受ける学生、支援する学生が互いに支え合い学び合える場となり、下級生・上級生を含めた学生同士の学びのコミュニティとして発展している。これらの学生による学生支援活動は、大学が掲げる理念・目的の実現に寄与するとともに、有意な成果を上げている取り組みとして、評価できる。
4 岐阜女子大学	日本高等教育評価機構	3-2.教育課程及び教授方法	「基礎力のための年間履修計画表」を策定しており、4年間にわたる履修の計画が使用するテキストや課題図書を含めて一目で分かるようになっていることは評価できる。
5 神戸国際大学	日本高等教育評価機構	2-5.学修環境の整備	図書館及び一般講義に地域住民を受入れる「フレンドシップ会員」制度が、地域交流の促進に寄与している点は評価できる。
6 昭和音楽大学	日本高等教育評価機構	2-5.学修環境の整備	図書館にポイント制度を導入し、図書館を多く利用する学生に対して貸出し条件を広げるなどのサービスを展開するとともに、利用促進と利用マナーの向上につなげている点は評価できる。
7 奈良大学	日本高等教育評価機構	2-5.学修環境の整備	図書館施設及びその蔵書数、博物館施設、版木資料の閲覧検索システム等の整備を進め有効に活用している点は、評価できる。
8 梅光学院大学	日本高等教育評価機構	2-4.学生サービス	「留学生サポーター」「入学生サポーター（Buchisサポーター）」「図書館サポーター」という学生が学生をサポートする体制が整えられており、学生からも高評を得ている点は評価できる。
9 昭和音楽大学短期大学部	日本高等教育評価機構	2-5.学修環境の整備	図書館において、ポイント制度を導入したことで、図書館利用者の拡大・延滞の減少など効果を上げていることは評価できる。
10 北海道武蔵女子短期大学	大学・短期大学基準協会	建学の精神と教育の効果	○図書館及び児童図書室の一般市民への開放や、「武蔵教養セミナー」（公開講座）、「図書館員のためのリカレントプログラム」の実施など、地域貢献活動が充実している。また、令和3年度で20回目を数える「武蔵としょかんまつり」をはじめ、子育て支援・福祉施設との交流・清掃活動など、学生がボランティア活動に積極的に関わろうとする雰囲気や学内に醸成されている。
11 足利短期大学	大学・短期大学基準協会	教育課程と学生支援	○学生のGPAと図書の貸出数を基にしたIR調査は、多角的な視点から学習成果の獲得状況が把握でき、また、明確な調査結果が得られ、学習成果の獲得のためのPDCAサイクルを担っている。
12 育英短期大学	大学・短期大学基準協会	教育課程と学生支援	○図書館では、「学ぶ図書館」、「楽しむ図書館」をコンセプトとして、平成27年度より学生と教職員の共同による「選書ツアー」、平成30年度よりブックリスト「学生の時に読みたい100冊の本」の発行等、様々な企画を通して学生の利用促進を図り、令和2年度には学生1人当たりの貸出数の増加という大きな成果を上げている。また、利用が未習熟な学生には司書がマンツーマンで支援するなど、学生の学習支援体制が充実している。
13 駒沢女子短期大学	大学・短期大学基準協会	教育課程と学生支援	○1年生全員が履修する「基礎講座」は、基礎学力の補填に留まらず、学習スキル（ノートやレポートの書き方、図書館利用方法等）や社会人（実習生）としてのマナー（身だしなみや礼状作成）、保育者として必要な農作物栽培、園外保育での援助（農園、遊歩道で体験）などを学ぶことができる。保育科の専任教員の半数が携わっており、学生は保育者として必要な資質を幅広く学んでいる。
14 目白大学短期大学部	大学・短期大学基準協会	教育課程と学生支援	○図書館は開館時間や区内在住者あるいは在勤者にも開放し、宅配等による貸し出しを実施している。また、「読書推進プログラム」など、学生の読書を促進するとともに、語彙力、文章力の向上を目指した企画が定期的に実施され、複数の活動が行われている。
15 清泉学院短期大学	大学・短期大学基準協会	教育資源と財的資源	○図書館の利用促進と機能紹介を目的に学生アンケートを実施し、学生のニーズの把握に努め図書館に入れてほしい書籍を学生が投票で選ぶ「ブックフェア」を実施するなど、学生の学習環境の充実を図っている。また、図書館の配架の工夫や、ラーニング commons の環境整備等、学生にとって利用しやすい環境作りに努めている。
16 高田短期大学	大学・短期大学基準協会	教育資源と財的資源	○カフェテリアにはコンビニエンスストアが入り、BGM有線放送も備わっている。図書館では、学生ボランティア「図書館メイト」に協力してもらい学生目線で利用しやすい設備が整っている。
17 別府溝部学園短期大学	大学・短期大学基準協会	建学の精神と教育の効果	○学期ごとに授業評価アンケートを行い、ウェブサイトや図書館に印刷物で公表している。また、毎年度末に単位取得状況やGPAの結果を学生全員の自宅へ郵送し、学習成果を学生と保護者へフィードバックするとともに、検定やコンペティションなどで優秀な成績を収めた学生には学長から表彰している。多くの免許・資格が正課授業内で取得可能となっている。
18 帝塚山学院大学大学院人間科学研究科臨床心理学専攻	日本臨床心理士資格認定協会	施設、設備及び図書館等	令和3（2021）年4月の大学ワンキャンパス化に際しての大学全体の大規模改修工事に伴い、大学院生室を実務家教員研究室と隣接させ、その研究室前には事務カウンターを置いて事務職員を配置するなど、教員の教育・研究活動、学生の学修活動、事務職員の職務が相互の交流の中で一体的に機能するような工夫がなされている。同様の工夫が、教室、演習室、実習室、教員室、事務室、図書館等においても随所になされている。
19 慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻	大学基準協会	教育研究等環境	当該専攻の教育では英語で授業を行い、海外の事例等を多数活用していることに対応し、慶應義塾メディアセンターでは当該専攻の教育に必要な洋書を質・量ともに十分に整備し、そのうえで他大学と図書館の相互利用協定を締結し、充実した洋書の相互利用が可能となっていることは特色といえる（評価の視点6-7）。

大学図書館における優れた取組の事例

- 令和元年から令和5年の5年間では、施設設備としての大学図書館が優れた取り組みとして主に以下の観点から紹介された
 - 24時間開館など利便性の拡大
 - 学生の教育の一環として、学生を取り込んだ大学図書館活動
 - 社会に対する図書館を介した教育研究成果の提供やサービスの提供
- 大学改革支援・学位授与機構による認証評価結果では、以下の2件だけ見受けられた

令和元年度実施の認証評価結果における大学等の優れた取組について（“図書”の文字列の入った取組を抜粋）

名称	評価機関	テーマ	優れた取組
3 豊橋技術科学大学	大学改革支援・学位授与機構	内部質保証が優れて機能している点	○アンケート調査、キャンパスマスタープランワークショップ等によって学生からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行い、図書館の改修や、キャンパスマスタープランの改正を行う等、その意見を反映した取組を行っている。また、TUTグローバルハウスの新設にあたっては、学生及び教職員を対象にアイデア募集を行い、「平面等計画」部門最優秀賞作品のアイデアを設計に取り入れている。
4 豊橋技術科学大学	大学改革支援・学位授与機構	基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	○キャンパスマスタープランに基づき、多文化共生グローバルキャンパスの核として、図書館1階を「マルチプラザ」として整備し、学生・教職員・企業・地域の交流の場に広く活用するとともに、図書館の入館者数の増加にもつなげている。

大学図書館の取り組みの現状

- 「オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について（審議のまとめ）」（令和5(2023)年1月25日科学技術・学術審議会情報委員会オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会 報告）（抜粋）

—目次—

- 1.はじめに
- 2.オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について
 - (1) 今後の大学図書館に求められる教育・研究支援機能や新たなサービスについて
 - (2) 上記支援機能やサービスを実現するための、情報科学技術及び「場」としての大学図書館の効果的な活用について
 - (3) 上記機能やサービスの実現に求められる人材について
 - (4) 大学図書館間の効果的な連携について
- 3.むすびに

3. むすびに

大学図書館は、これまで、大学における学生の学習や大学が行う高等教育と学術研究活動全般を支える重要な学術情報基盤として、社会全体におけるデジタル化の進展と学術情報流通の変化に対応しつつ、学術情報の体系的な収集・蓄積・公開や、大学における教育・研究に対する支援などの役割・機能を担ってきた。加えて、現在、大学図書館には、教育・研究活動のDXの促進や今般の新型コロナウイルス感染症拡大、また、世界的に加速するオープンサイエンスの潮流の中、研究データをはじめとした、新たなコンテンツの管理、サービスの提供が求められてきている。

このような状況の中、大学図書館機能のデジタル化を前提とした、これからの「デジタル・ライブラリー」には、学術情報の更なる充実や流通を促し、大学全体の教育・研究の活性化につながることを期待されている。また、研究データや教材といった教育・研究のDXの中で新たに着目されているコンテンツは、大学図書館だけで取り扱うものではないため、関係部署も含め大学全体として取り組む必要がある。このように、本審議のまとめで取り上げられている事項については、単に大学図書館の関係者のみならず、大学執行部においても共有され、全学的な取組として対応されるべきものである。その際、大学図書館には、主体となって企画・試行を行い、その知見を共有することが期待される。

各大学図書館は、これからの「デジタル・ライブラリー」を実現するため、先に述べたように、次期科学技術・イノベーション基本計画が終了する2030年度を目途に、上記(1)から(4)で示した4つの項目の観点でオープンサイエンス時代に求められる大学図書館機能を検討・検証し、各大学のミッションに沿って、優先的に扱うべき課題から取り組むこととする。

改訂された大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（令和六年四月一日施行）（資料の電子化を前提とする図書館関係（抜粋））

第八章 校地、校舎等の施設及び設備等 （校舎）

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。

- 2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。
- 3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。
- 4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

（教育研究上必要な資料及び図書館）

第三十八条 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。

- 2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。
- 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。

大学図書館から認証評価への貢献

- 大学評価は、高等教育行政（文部科学省高等教育局）の文脈において制度化されてきた
- 大学図書館は、研究振興行政（文部科学省研究振興局）の文脈において提言に示されるように、それぞれの大学のミッションの中で大学図書館機能の実現に向けた取り組みを促進する
- 大学図書館が認証評価へ貢献するには、制度的な文脈の違いを乗り越えて対応する必要がある
- 大学図書館は、大学の執行部と協働していく経営者目線を新たに備え、一方でこれまでどおり自らの専門性を追求する姿勢を貫く必要がある

認証評価 4 巡目へ向けて

- 認証評価の 4 巡目は、令和7(2025)年から令和13(2031)年までの7年間
- すべての認証評価機関に適用され、その大学評価基準の要件を定める「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）」が「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令（令和六年三月二十九日文部科学省令第一一号）」により改正され、令和七年四月一日から施行される。

（法第百十条第二項各号を適用するに際して必要な細目）

第一条 学校教育法（以下「法」という。）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）並びに大学（専門職大学及び短期大学並びに大学院を除く。）に係るものにあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）及び大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）に、専門職大学（大学院を除く。）に係るものにあつては専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）に、大学院に係るものにあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）に、短期大学（専門職短期大学を除く。）に係るものにあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）及び短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）に、専門職短期大学に係るものにあつては専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）に、それぞれ適合していること。
- 二 大学評価基準において、次に掲げる事項に係る項目が定められていること。
 - イ 継続的な研究成果の創出のための環境整備
 - ロ 学修成果の適切な把握及び評価

この部分が追加された

認証評価 4 巡目の大学図書館

- これからの大学評価においては、教育の内部質保証に加えて、学修者本位の教育環境の整備、学習成果の適切な把握及び評価、継続的な研究成果の創出のための環境整備が謳われている
- 大学評価においては、これらの文脈に対応した、大学図書館機能の説明が必要となる

おわりに

- 高等教育行政の重要な施策として位置付けられる大学評価制度は、我が国の大学に対する政治的帰結として制度づけられ、制度そのものが時勢に対応して変化していくことに常にさらされている
- 我が国における大学の存在意義、各大学の建学の精神を具現化して、理想に向かってなお一層自律的な大学経営が行われていく中で、高等教育質保証システムの一角を担う大学評価制度は、大学が社会との対話を通して進化していくことを要請された所以である
- 大学図書館職員は、大学評価制度においては、大学経営を行う大学執行部とともに教育研究に対する強い情熱を持ち、大学の構成員として、自らの専門性を自覚し、自己研鑽を重ね、大学評価活動を通して、大学の存在意義、図書館の存在意義を社会に主張していく必要がある

参考文献

- 日本の大学評価の制度化に基づく論考
 - 大崎仁(1999),『大学改革1945～1999』,有斐閣
 - 川口昭彦(2005),平成の教育改革:国立大学法人化と評価文化(<特集>国立大学法人化),情報の科学と技術, 55 卷 12 号 p. 518-521
 - 川口昭彦(2006),独立行政法人大学評価・学位授与機構編,『大学評価文化の展開-わかりやすい大学評価の技法-』,株式会社ぎょうせい
 - 川口昭彦(2009),独立行政法人大学評価・学位授与機構編,『大学評価文化の定着-大学が知の創造・継承基地となるために-』,株式会社ぎょうせい
 - 日本高等教育学会編(2020),「大学評価その後の20年」,高等教育研究第23集,玉川大学出版部
- 大学の社会的役割からみた大学評価
 - 喜多村和之(1988),大学評価の可能性についての考察,広島大学大学教育研究センター大学論集, 第18集, p. 53-74
 - 喜多村和之(1991),「大学評価」の展開:臨教審から大学審まで,放送教育開発センター研究紀要, 卷 6, p. 65-83
 - 大南 正瑛,清水 一彦,早田 幸政(編集)(2003),『大学評価文献選集』,エイデル研究所
 - 土屋俊(2023),「大学評価と大学図書館」(講義資料),令和5年度大学図書館職員長期研修,筑波大学,令和5年7月3日～7月14日オンライン開催
- 大学評価における大学図書館
 - 山野井敦徳(1999),大学における研究評価(研究評価の方法論),情報の科学と技術, 49 卷 11 号 p. 563-570
 - 山本 和雄(2001),千葉大学附属図書館の第三者評価について(<特集>図書館の統計と評価),情報の科学と技術, 51 卷 6 号 p. 324-327
 - 三浦春政(2004),国立大学法人化と大学図書館,大学図書館研究, 2004, 70 卷, p. 9-12
 - 永田 治樹(2005),大学評価と図書館評価(<特集>国立大学法人化),情報の科学と技術, 55 卷 12 号 p. 541-545
 - 市古みどり(2008),LibQUAL+(R)の実施に向けて,薬学図書館, 53(3), p.266-270
 - 三浦逸雄(2009),大学図書館にとって評価とは何か,<特集>図書館サービス評価:LibQUAL+, MediaNet, No.16, p.3-6
 - 高池宣彦(2016),大学認証評価における大学図書館の評価—認証評価機関の評価基準と評価結果を中心に, Library and Information Science 75: 1-36

文部科学省審議会答申等

- 大学評価にかかる内閣府（総理府）答申等
 - 「教育改革に関する第2次答申」（昭和61(1986)年4月23日臨時教育審議会（臨教審）**答申**）
- 大学評価にかかる文部（科学）省高等教育局答申等
 - 「大学教育の改善について」（平成3(1991)年2月大学審議会**答申**）
 - 「21世紀の大学像と今後の改革方策について ―競争的環境の中で個性が輝く大学―」（平成10(1998)年10月26日大学審議会**答申**）
 - 「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成14(2002)年8月中央教育審議会**答申**）
 - 「我が国の高等教育の将来像」（平成17(2005)年1月28日中央教育審議会**答申**）
 - 「学士課程教育の構築に向けて」（平成20(2008)年12月24日中央教育審議会**答申**）
 - 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」（平成24(2012)年8月中央教育審議会**答申**）
 - 「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」（平成28(2016)年中央教育審議会大学分科会 **報告**）
 - 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30(2018)年11月26日中央教育審議会**答申**）
 - 「教学マネジメント指針」（令和2(2020)年1月22日中央教育審議会大学分科会 **報告**）
 - 「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」（審議まとめ）（令和4(2022)年3月18日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会 **報告**）
 - 「学修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について」（審議まとめ）（令和5(2023)年2月24日中央教育審議会大学分科会 **報告**）
- 大学図書館にかかる文部科学省研究振興局答申等
 - 「大学図書館の整備について（審議のまとめ）―変革する大学にあって求められる大学図書館像―」（平成22(2010)年12月科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会 **報告**）
 - 「オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について（審議のまとめ）」（令和5(2023)年1月25日科学技術・学術審議会情報委員会オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会 **報告**）

大学改革支援・学位授与機構認証評価実施要項等資料

- 大学改革支援・学位授与機構 大学機関別認証評価実施大綱等（令和6年度実施分）
 - 実施大綱
 - 大学評価基準
 - 実施評価実施要項
 - 別紙様式、根拠資料・データについて
 - 評価実施手引書
 - 訪問調査実施要項
 - 追評価実施要項
- 「大学機関別認証評価等に関する説明会」及び「令和6年度に実施する大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会」の資料について（令和5年6月）
 - 大学改革支援・学位授与機構が実施する大学機関別認証評価について(説明会資料)
 - 01.基準ごとの分析を行う際の手順等について(研修会資料1)
 - 02.内部質保証の状況についてーこれまでの評価を通じてー(研修会資料2)
 - 03.大学機関別認証評価の申請手続き等について(研修会資料3)
- 令和6年度実施分【大学機関別認証評価】
 - 自己評価書様式（令和5年5月改訂）（Excel形式等）
 - 認証評価共通基礎データ様式（改正前基準（令和5年5月改訂）：Excel形式／改正後基準（令和6年3月改訂）：Excel形式）
- 対応状況報告書
 - 改善状況の継続的確認に係る対応状況報告書の提出について
 - 対応状況報告書様式（Word形式）

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/ce_un_outline/

大学図書館職員長期研修の歴代「大学評価と大学図書館」講義（平成8年度以降を確認）

- 土屋俊(2023),「大学評価と大学図書館」(講義資料),令和5年度大学図書館職員長期研修,筑波大学
- 土屋俊(2022),「大学評価と大学図書館」(講義資料),令和4年度大学図書館職員長期研修,筑波大学
- 土屋俊(2021),「大学評価と大学図書館」(講義資料),令和3年度大学図書館職員長期研修,筑波大学
- 土屋俊(2019),「大学評価と大学図書館」(講義資料),令和元年度大学図書館職員長期研修,筑波大学
- 土屋俊(2018),「大学評価と大学図書館」(講義資料),平成30年度大学図書館職員長期研修,筑波大学
- 土屋俊(2017),「大学評価と大学図書館」(講義資料),平成29年度大学図書館職員長期研修,筑波大学
- 土屋俊(2016),「大学評価と大学図書館」(講義資料),平成28年度大学図書館職員長期研修,筑波大学
- 土屋俊(2015),「大学評価と大学図書館」(講義資料),平成27年度大学図書館職員長期研修,筑波大学
- 土屋俊(2014),「大学評価と大学図書館」(講義資料),平成26年度大学図書館職員長期研修,筑波大学
- 土屋俊(2013),「大学評価と大学図書館」(講義資料),平成25年度大学図書館職員長期研修,筑波大学
- 土屋俊(2012),「大学評価と大学図書館」(講義資料),平成24年度大学図書館職員長期研修,筑波大学
- 土屋俊(2011),「大学評価と大学図書館」(講義資料),平成23年度大学図書館職員長期研修,筑波大学
- 山内芳文(2010),「大学評価と大学図書館」(講義資料),平成22年度大学図書館職員長期研修,筑波大学
- 山内芳文(2009),「大学評価と大学図書館」(講義資料),平成21年度大学図書館職員長期研修,筑波大学
- 山内芳文(2008),「大学評価と大学図書館」(講義資料),平成20年度大学図書館職員長期研修,筑波大学
- 川口昭彦(2005),「大学の認証・評価制度」(講義資料),平成17年度大学図書館職員長期研修,国立オリンピック記念青少年総合センター
- 神山弘(2003),「大学改革の推移」,平成15年度大学図書館職員長期研修,国立オリンピック記念青少年総合センター
- 神山弘(2002),「大学改革の推移」,平成14年度大学図書館職員長期研修,国立オリンピック記念青少年総合センター
- 神山弘(2001),「大学改革の推移」,平成13年度大学図書館職員長期研修,学術総合センター
- 森下拓道(2000),「大学改革について」,平成12年度大学図書館職員長期研修,国立オリンピック記念青少年総合センター
- 南新平(1999),「大学改革と大学図書館」(講義資料)大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」(概要),平成11年度大学図書館職員長期研修,国立オリンピック記念青少年総合センター
- 南新平(1998),「大学改革と大学図書館」,平成10年度大学図書館職員長期研修,国立オリンピック記念青少年総合センター
- 村上尚久(1997),「大学改革と大学図書館」,平成9年度大学図書館職員長期研修,国立オリンピック記念青少年総合センター